

草津市地球温暖化対策実行計画（第 5 次草津市地球冷やしたいプロジェクト）専門部
会設置要領

（設置）

第 1 条 地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 1 0 年法律第 1 1 7 号）第 2 1 条に規定する地方公共団体実行計画（以下「実行計画」という。）として、第 5 次草津市地球冷やしたいプロジェクトの策定に関し必要な審議を行うため、草津市環境審議会（以下「審議会」という。）内に草津市地球温暖化対策実行計画（第 5 次草津市地球冷やしたいプロジェクト）専門部会（以下「専門部会」という。）を設置する。

（所掌事務）

第 2 条 専門部会は、審議会から付議された次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 実行計画策定に係る計画骨子の検討
- (2) その他、審議会が定める事項

（組織）

第 3 条 専門部会に属すべき委員（以下「専門部会委員」という。）は、次の各号に掲げる審議会委員の区分に応じ、当該各号に定める数とする。

- (1) 学識経験を有する者 4 人以内
- (2) 行政から選出された者 2 人以内
- (3) 産業を代表する者 2 人以内
- (4) 市民を代表する者 2 人以内

（任期）

第 4 条 専門部会委員の任期は、審議会において了承された日から第 2 条に規定する所掌事項が完了する日までとする。ただし、審議会の委員としての委嘱期間が終了した際には、この限りでない。

（専門部会）

第 5 条 専門部会委員は、審議会の委員の中から、審議会の会長が指名する。

- 2 専門部会には、部会長および副部会長を置く。
- 3 部会長および副部会長は、専門部会委員の互選により定める。
- 4 部会長は専門部会の事務を総括し、専門部会の審議経過および結果を審議会に報告する。
- 5 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるときまたは部会長が欠けたときは、その職務を代行する。

（会議）

第 6 条 専門部会の会議は必要に応じて部会長が招集し、部会長がその議長となる。

- 2 専門部会は、専門部会委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

（関係者の出席）

第 7 条 会長または部会長は、必要があると認めるときは、専門部会に関係者の出席を求め

て、説明または意見を聞くことができる。

(庶務)

第8条 専門部会の庶務は、草津市環境経済部温暖化対策室において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、専門部会の運営について必要な事項は、部会長が定める。

付 則

この要領は、令和6年2月7日から施行する。